

兵庫県政に対する要望について

尼崎市

令和7年10月

【要望に当たって】

尼崎市市政推進に当たって、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

尼崎市においては、第6次総合計画の下、ファミリー世帯の定住・転入促進策の抜本的強化など、尼崎の長期的な成長に向けた骨太の取組を進めてきました。その成果として、社会動態の増加やファミリー世帯の転出超過数の減少、市民意識調査における「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合が向上するなど、着実にまちの成長とイメージの向上に繋がってきています。

こうした前向きな流れを更に加速させ、選ばれるまちであり続けるためにも、「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」や「子育て世帯の定住・転入に向けた良好な住環境形成のための住宅施策パッケージ」など各政策プランに位置付けた施策を着実に実行・実現するとともに、市民の皆様にとって、「生活する場」としても、「働く場」としても魅力的と思えるまちとなるよう各施策を着実に推進していきたいと考えています。

これらの取組に対し、特段の配慮をお願いいたしたく、兵庫県政に対する要望をいたしますので、御高配賜りますようよろしくお願いいたします。

尼崎市長 松本 眞

【要望項目】

重点要望項目

- 1 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の教職員配置について
..... 5
- 2 尼崎西宮芦屋港における RORO ターミナル、ふ頭間連絡道路及び港湾
緑地の早期整備について 6
- 3 尼崎市内における道路の課題について 7
- 4 子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた取組につ
いて 8
- 5 南部地域の活性化について 9

一般要望項目

- 6 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び民間建
築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充について 10
- 7 学校における教職員体制の充実等について 12
- 8 朝鮮学校への助成について 14

重点要望項目

1 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の教職員配置について

<要望事項>

学びの多様化学校の運営を円滑に進めるために、不登校担当教員、生徒指導担当教員、通級担当教員等や学びの多様化学校に特化した加配について国に要望し、国からの措置は確実に配当するとともに、スクールカウンセラー等の支援スタッフの配置の充実も含め、県独自の加配措置を図ること。

<説 明>

尼崎市では、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を尊重する学びの場を整備するため、兵庫県下の公立では初となる学校型（本校型）の学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）「尼崎市立尼崎琴葉中学校」を令和8年4月に設置予定としている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校については、特に手厚い支援体制が求められるところであり、県外他都市の学びの多様化学校においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく標準の数を上回る教職員配置が図られている。

個に寄り添った支援に特に取り組むなど、学びの多様化学校の運営を円滑に進めるために、兵庫県においては、既存の学校分から捻出することなく、不登校担当教員、生徒指導担当教員、通級担当教員等や学びの多様化学校に特化した加配を行うことができるよう国へ強く要望を行い、国から措置があった場合は確実に学びの多様化学校に対して配当を行うとともに、スクールカウンセラー等の支援スタッフの配置の充実も含め、県外他都市と比べて遜色のない支援体制の構築に向けた兵庫県独自の加配の措置をお願いしたい。

重点要望項目

2 尼崎西宮芦屋港における RORO ターミナル、ふ頭間連絡道路及び港湾緑地の早期整備について

<要望事項>

- (1) 令和6年12月に改訂された尼崎西宮芦屋港港湾計画の中で位置付けられた RORO ターミナル及びふ頭間連絡道路の整備について早期事業化すること。
- (2) 尼崎の森中央緑地整備計画における第3工区について、早期に整備すること。

<説 明>

(1) 尼崎西宮芦屋港における RORO ターミナル及びふ頭間連絡道路の早期整備

令和6年12月に改訂された尼崎西宮芦屋港港湾計画（以下「港湾計画」という。）において、末広地区での RORO ターミナルの整備や、東海岸町地区と末広地区を結ぶふ頭間連絡道路整備が位置付けられており、兵庫県や地元関連事業者と連携しながら、早期事業化に関する国への要望に向け、RORO ターミナル視察や意見交換会を重ねている。

現在、兵庫県により、フェニックス事業用地（東海岸町沖地区）において、産業系事業者や港湾関連事業者向けに分譲を実施しており、今後、これまで以上に尼崎港の利活用の促進が期待される状況であるため、RORO ターミナルの早期整備やふ頭間連絡道路の整備について、早期事業化をお願いしたい。

(2) 尼崎西宮芦屋港における港湾緑地の早期整備

尼崎 21 世紀の森構想は尼崎市にとって未来に向けた重要なまちづくりの柱であることから、中央緑地の施設整備や環境体験学習を通じて、都市部にありながら自然を実感できる貴重な場所を育てるとともに、イベントの実施においても兵庫県に協力し、地域の活性化に貢献するなど、尼崎市は兵庫県と連携して着実に推進してきたところである。

尼崎臨海部の更なる発展のため、尼崎の森中央緑地整備計画における第3工区について、早期整備をお願いしたい。

3 尼崎市内における道路の課題について

<要望事項>

- | |
|--|
| <p>(1) 尼崎市内における街路事業について、確実な予算配分を行うこと。特に、県施行街路事業である園田西武庫線・尼崎宝塚線・尼崎伊丹線について、予算の優先配分と各年度における予算の平準化に配慮すること。</p> <p>また、尼崎伊丹線については、「阪神尼崎南工区」の早期事業化を行うこと。</p> <p>(2) 一般県道西宮豊中線の守部踏切について、安全対策を行うこと。</p> |
|--|

<説 明>

(1) 尼崎市内における街路事業

県施行街路事業である園田西武庫線（御園工区・藻川工区）・尼崎宝塚線（阪急立体工区）・尼崎伊丹線（阪神尼崎北工区）は緊急輸送道路の整備及び渋滞緩和に寄与する道路であることから、計画的な事業推進に向け、予算の優先配分をお願いするとともに、各年度における予算の平準化にも配慮をお願いしたい。

尼崎伊丹線の「阪神尼崎南工区」については、用地買収の件数も多く、用地取得に相当の期間を要することが考えられるため、早期の事業化をお願いしたい。

(2) 守部踏切の安全対策

一般県道西宮豊中線と阪急電鉄神戸線との交差部に位置する守部踏切は、前後区間の道路幅員と比べ、踏切道の幅員が狭小であり、自動車や自転車、歩行者がふくそうするため、危険な状況にあり、地域住民からも守部踏切の安全対策に関する要望の声をいただいている。

また、阪急武庫川橋りょうにおいて、令和 13 年度末には新たな鉄道駅の開業を予定している。尼崎市としては、開業に伴う周辺道路にかかる交通負荷を転換・分散させるような施策の検討を進めているものの、周辺に位置する守部踏切において新たな交通需要が加わることも予想されるところである。

以上の状況を踏まえ、守部踏切における安全対策をお願いしたい。

4 子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた取組について

<要望事項>

尼崎市が目指す子育て世帯の定住・転入に資する良好な住環境の形成に向けて、尼崎市住環境アドバイザーボードへの引き続きの参画をはじめ、その検討に関する情報共有を密に行うこと。

また、現在実施している共同事業については、申請件数の増加を踏まえた確実な予算確保や事業評価手法の検討など、今後も引き続き連携して進めていくこと。さらに、県営住宅と市営住宅の跡地の共同活用をはじめ、兵庫県と尼崎市がそれぞれ検討を進める施策の方向性及び講じようとする手法において連携をすること。

<説 明>

尼崎市では子育て世帯の転出超過が課題となっており、令和6年1月には「子育て世帯の定住・転入に向けた良好な住環境形成のための住宅施策パッケージ」を策定し、子育て世帯が暮らしやすい住まい・住環境の確保に向けた施策を推進している。この住宅施策パッケージは令和5年度に設置した「尼崎市住環境アドバイザーボード」での意見を踏まえて策定したものであり、兵庫県においては「尼崎市住環境アドバイザーボード」への引き続きの参画等を通じた情報共有を密に行うことをお願いしたい。

また、現在兵庫県と共同で実施している子育て世帯向けの住宅取得等支援事業については、申請件数が増加傾向にあることから、確実な予算確保についてご配慮をお願いするとともに、来年度が事業実施3年目となることから、事業評価の手法やその後の更なる取組について連携して検討を進めていきたい。さらに、県営住宅と市営住宅の跡地の共同活用をはじめ、兵庫県と尼崎市がそれぞれ検討を進める施策の方向性及び講じようとする手法について連携することをお願いしたい。

5 南部地域の活性化について

<要望事項>

フェニックス事業用地の分譲などの南部地域の活性化について、尼崎市企業立地方針にて示す企業誘致の趣旨を考慮した用地利活用に加え、イノベーション創出に資する施策の展開に関して、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

<説 明>

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）閉会後のフェニックス事業用地の分譲を控える中、尼崎市においては、企業誘致や市内企業の事業の高度化に向けた設備投資の促進について基本的な考え方を定める「尼崎市企業立地方針」を令和 6 年 12 月に策定し、同方針で示す成長産業やスタートアップ企業の誘致を積極的に進めている。

加えて、市内のイノベーション創出を支援するコンソーシアム「オープンイノベーションコア尼崎（OIC）」においては、令和 8 年春に阪神尼崎駅エリアに共創拠点を開設し、ものづくりイノベーションを主テーマとしたセミナーやピッチイベント、伴走支援プログラム等の各種支援施策を集中的に実施し、地域企業の新規事業創出や DX・組織改革、起業家やスタートアップの創出・成長を加速化させていく方針としている。

フェニックス事業用地の分譲などの南部地域の活性化について、尼崎市企業立地方針の趣旨を考慮した用地利活用に加え、イベント・支援プログラムの共催・相互誘客、支援対象企業同士の共創マッチング等に関して、引き続きの連携・協力をお願いしたい。

6 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充について

<要望事項>

- (1) アスベストによる健康被害に対し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築及び健康被害救済制度の更なる充実について、国に要望すること。
- (2) アスベスト問題を風化させることのないよう、次世代へ継承するための取組に対し、県による支援を行うこと。
- (3) 解体予定のない継続的に利用する建築物について、アスベスト除去等の取組促進に向け、県の補助制度の創設を行うとともに、国に対して補助制度の拡充の働き掛けを行うこと。

<説 明>

(1) アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等

平成 17 年 6 月の「クボタショック」以来、アスベストによる健康被害を受けた多くの方々を支える尼崎市においては、市内はもとより、全国どこに居住していたとしても、アスベストばく露歴がある方が等しくアスベスト検診を受診できるよう、これまで、多くの自治体と連携し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築を推し進めるよう国に対して要望を行ってきた。

また、アスベスト被害を受けた方々の内、特に現役世代やそのご家族が安心して生活できるよう、生活実態を踏まえた救済給付内容の充実を求める声が多く寄せられていることを受け、年齢別に一律、一定額を月の療養手当に上乗せする支給制度や年金制度の創設など救済制度の更なる充実に関する要望を併せて行ってきた。

しかしながら、いずれについても実現には至っていない現状を踏まえ、アスベストによる健康被害を受けた多くの方々を支える県からも国へ強く要望することをお願いしたい。

(2) アスベスト問題を風化させない取組

尼崎市における中皮腫による死亡者数は、いまだに毎年 30 人前後で推移し続けている。これは、アスベストによる健康被害が決して過去の問題ではないことを示している。多くの市民がアスベストによる甚大な健康被害を受けた尼崎市にとって、現在も引き続き発生している健康被害の事実やアスベストに係る諸問題を正しく次の世代に継承していくことは、極めて重要な責務であると考えている。

アスベスト問題を風化させない取組の一つとして、尼崎市では、アスベストの患者会と協力し、市内十数か所でアスベスト写真展を毎年開催している。これは、アスベストによる健康被害を受けた患者及びその家族がどのような状況下に置かれたのか、そのような中でも「生きる」ためにどのような活動を行ってこられたのか、そして、日常と隣り合わせにあるアスベストの危険性を写真パネルで表現し、それ

を見た方にアスベストについて考えてもらうという取組である。

さらに、尼崎市においては、当該写真展の取組に加え、新たにアスベストに係る資料等の常設展示等の検討を行っているところである。兵庫県においても、このような状況を踏まえ、アスベスト問題を風化させない取組に向けた支援をお願いしたい。

(3) 民間建築物に係る吹付けアスベスト除去等の支援の拡充

解体予定のない継続的に利用する建築物においてアスベストの除去等の促進を図るために、尼崎市では、国による社会資本整備総合交付金の兵庫県住宅・建築物安全ストック整備計画（防災・安全）（第3期）における民間建築物に対するアスベスト含有調査等・除去等に関する事業（以下「国補助」という。）を活用し、民間建築物に施工されている吹付けアスベストの除去等の費用の一部を補助しているところである。しかし、これまでの実績としては、調査が15件、除去等が9件にとどまり、アスベスト調査台帳の整備をしている中で、1,000 m²以上の民間建築物で「吹付けアスベスト等が施工され対策が未済のもの」が5棟確認されているところである。

こうした現状の要因として、補助事業を活用してもなお、事業者がアスベスト除去等に係る必要経費の3分の2を負担しなければならないことが考えられる中で、国補助については令和7年度末までが着手の期限とされていること等も踏まえ、事業者の負担の軽減が図られ実効ある制度となるよう、解体予定のない継続的に利用する建築物のアスベスト除去に係る県の補助制度を創設するとともに、国に対して国補助の今後の継続と拡充の働き掛けを行うことについて協力をお願いしたい。

7 学校における教職員体制の充実等について

<要望事項>

- (1) 正規・臨時講師ともに欠員が生じないように十分教員を確保し、安定的な学校運営が図られる体制づくりができるように配置すること。特に、年度途中の産休や育休取得者に対しては、期限を定めず、年度内に取得することが判明した時点でその年度内は代替教員を配置可能にすることや、常勤の欠員補充については時間講師も可能にすることなど、任用ルールの弾力的な運用を行うとともに、教員確保のため、教員採用試験において他府県並みの優遇措置の検討を行うことと、市立高等学校への計画的・継続的な正規教員の配置を行うこと。
- (2) 特別な学習指導や生徒指導、不登校等、一人ひとりの児童に寄り添った指導・支援ができる加配教員の一層の増員を行うこと。
- (3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）では定数に含まれていない特別支援教育コーディネーターの専任教員が配置されるよう、国へ改善の働き掛けを行うこと。

<説 明>

(1) 教員の欠員状況解消等に向けた取組

昨今、全国的に教員希望者が減少していることなどから、臨時講師の確保が非常に難しく、教員が欠員となっている学校が増加していることが大きな課題となっており、尼崎市においても、現状、年度当初の欠員に加え、年度途中からの産休や育休取得者を抱え、その代替教員の確保に苦慮している。そのため、OB教員や非常勤勤務を希望する者への説得だけでなく、新規登録者確保のために募集チラシを作成し、各大学、公共施設に加え、保護者会、集合住宅へのポスティングを行い、ハローワークや求人サイトを活用し臨時講師の確保に努めているが、全欠員の補充には至らない状況である。

また、市立高等学校においては臨時講師の割合が非常に高く、今後の高校教育を担う人材の育成について課題がある。

こうしたことから、年度途中の産休や育休取得者に対しては、期限を定めず、年度内に取得することが判明した時点で当該年度内は代替教員を配置可能にすることや、常勤の欠員補充については時間講師も可能にすることなど、任用ルールの弾力的な運用を行うとともに、教員確保のため、教員採用試験において他府県並みの優遇措置の検討を行うことと、市立高等学校への計画的・継続的な正規教員の配置を行うことをお願いしたい。

(2) 教員加配による教育体制の充実

尼崎市においては、きめ細やかな指導及び一人ひとりに応じた支援を実現するために、県の施策を活用するとともに、市費にて、特別支援教育支援員や学習支援員

等の会計年度任用職員を各学校に配置し、支援が必要な児童生徒への対応に努めるなど、教育の充実を図っている。

小中学校においては、個々の児童が抱える課題は多様化していることから、特別な学習指導や生徒指導や不登校等、一人ひとりの児童に寄り添った指導・支援ができる児童生徒支援担当等の加配教員の一層の増員をお願いしたい。

(3) 特別支援教育コーディネーターの専任加配

尼崎市では、特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加の一途をたどる中、支援内容も多様化している。そうした中、関係機関との連携を図る特別支援教育コーディネーターの役割は、ますます重要となっている。

ところが、指名された特別支援教育コーディネーターは、学級担任等と兼任していることから、関係機関との連携を図る時間の確保が難しく、早期対応、早期支援に支障が生じている。また、尼崎市の特別支援学校では、市内の学校園で唯一専任コーディネーターを1名指名しているが、特別支援教育コーディネーターとして加配されているわけではなく、市立学校園全体の特別支援教育のセンター的機能を十分果たせていない。

義務標準法では特別支援教育コーディネーターが定数に含まれていないが、保護者や関係機関と連携して特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援をきめ細やかに行うためには、専任の特別支援教育コーディネーターが必要である。よって、特別支援教育コーディネーターの専任教員が配置されるよう、国へ改善の働き掛けをお願いしたい。

8 朝鮮学校への助成について

<要望事項>

外国人学校振興費補助においては、他の外国人学校に求める基準を同様に朝鮮学校に求めるのではなく、在日朝鮮・韓国人における歴史的経緯に鑑みて、同質にとられず、民族教育を希望する者の「選択の自由」が確保できるよう、学校存続のための特段の支援を行うこと。

<説 明>

朝鮮学校については、法的に各種学校の扱いであるため、私立学校と同等の補助が受けられないことに加え、県からの「外国人学校振興費補助」の教育充実分の交付基準を満たさないとして、現在では、他の外国人学校の2分の1相当の補助しか受けられていない。

また、朝鮮学校への新規入学者も年々減少傾向にあり、慢性的に運営難が続いており、朝鮮学校に在学する児童・生徒の保護者等の寄付金に頼らざるを得ず、学校の存続が危ぶまれる状況にある。

尼崎市では、歴史的な経緯に加え、市内にある朝鮮初中級学校が義務教育課程に相当する教育を行っていることや、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」第28条「こどもの教育を受ける権利」及び「国際人権規約（社会権規約）」第13条「教育を受ける権利」において、こどもの学習機会が保障されていること等を勘案し、保護者の負担軽減及び民族教育を希望する者の「選択の自由」を支援することを目的として、市内在住の朝鮮初中級学校に在学する児童生徒の保護者に対し、補助金を支給している。

こうした中で、昨年度の県政要望においては、「日本で生まれ日本で育った朝鮮学校の生徒が、偏見や差別に苦しむことで、将来の進路に支障となることがないように、学習機会の均等を図るとともに、朝鮮学校においても、国際標準または日本標準の学習環境や効果的な教育を提供する取組を進めることを指導している。今後とも、外国人児童生徒等の教育機会の確保と教育効果の観点を踏まえ、支援を行っていく。」との回答が示された。また、「兵庫県外国人児童生徒にかかわる教育指針」においては、「同質にとられがちな日本の社会において、外国人児童生徒が母国の文化や言語にふれる機会が少ないことなどにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況がみられ」、「とりわけ在日韓国・朝鮮人児童生徒の中には、今なお残存している民族的偏見や差別などが要因となって」、結果として「外国人児童生徒が将来の進路に展望を持ちにくい状況もみられる」ことから、「母国の文化や言語にふれる学習機会の提供に努めることが大切である」と明記されている。

こうしたことから、「外国人学校振興費補助」においては、その他の外国人学校に求める基準を同様に朝鮮学校に求めるのではなく、在日朝鮮・韓国人における歴史的経緯に鑑みて、同質にとられず、民族教育を希望する者の「選択の自由」が確保できるよう、学校存続のための特段の支援をお願いしたい。

尼崎市 秘書室 政策秘書担当

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎南館2階

電 話 番 号 06-6489-6474

E メ ー ル ama-seisakuhisyo@city.amagasaki.hyogo.jp